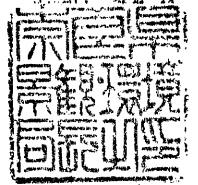




廃対第188号  
平成28年1月7日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良県くらし創造部  
景観・環境局長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の  
施行について(通知)

平素は、県政の推進について格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、別添のとおり、平成27年12月25日付け環廃対発第1512253号・環廃産発第1512254号で、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長から通知がありましたので送付します。

なお、特別管理産業廃棄物の判定基準の変更(別紙参照)に伴い、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となる場合がありますので、事業者への周知をお願いします。

また、県内市町村にも別添のとおり通知を送付していることを申し添えます。

【問い合わせ先】

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県くらし創造部景観・環境局  
廃棄物対策課産業廃棄物第一係  
Tel:0742-27-7022 (直通)  
Fax:0742-22-7482

(別紙)

※特別管理産業廃棄物の判定基準の変更点

- ・カドミウム又はその化合物を含む燃え殻、ばいじん、鉍さい、汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当しないものの場合

(改正前) (改正後)

溶出濃度: 0.3mg/L → 0.09mg/L

- ・カドミウム又はその化合物を含む廃酸、廃アルカリ及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するもの場合

(改正前) (改正後)

含有濃度: 1mg/L → 0.3mg/L